

る、安定のほうを望む気持ちが強いように思われる。

そういう意味で高齢就業者の分布の現状は現状として踏まえながら、一方ではその分布が急速に変化しつつあるという、二つの条件を考慮して、暫定的な結論なのだが、まず賦課方式による年金制度の充実、それから定年制の延長を助長するという政策を用意する。そして長期的な展望としては、職業生涯の柔軟性が実現しうような社会システムを準備する。こういうことが現実的な対策の方向ではなかろうかと思う。

ただこの際に問題としては、行政がどこまでタッチできるか、どこまで責任をもつかという問題がある。どうもこの点については、労働行政についてはまったく素人であるが、農政のこれまでの守備範囲というか、やってきたことをある程度頭におきながら考えてみると、消極的な労働力政策の範囲を対象にしている場合には、労働行政がカバーできる範囲はひじょうに広いと思うが、個人個人が職業生涯の中で、自己の能力を十分に発揮し、生きがいをもつことのできる状態を確保していくということになると、労働政策には限界がある。

ただその点は労働者自営業者を含めた労働政策の対象になる人たちのパーソナリティというか、どういう意識をもっているかと密接に関係してくるので、一概にはいえないが、一般的に言えば消極的な労働力政策から積極的な労働力政策へ、そして意識の問題にまではいってくると、労働力政策のもっている限界を認識していくということも、またひじょうに大事な点になるのではなかろうかと思う。

司会 それでは並木報告に対して、コメントをいただきたいと思う。

〈コメント〉

佐 藤 進

並木先生の報告をうけたまわり、日本の労働市場を前提として、日本の中高年齢問題、これはある意味では、いぜんとして、従来からの潜在的な失業問題あるいは顕在的な失業問題線上の問題として捉えてよい現代的な問題だということに考えている。もちろんこのことは同時に、この中高年齢層の重大な現在の急速な高齢化社会到来の生活保障問題に対する問題提起だということに受け止めていかねばと思う。

並木報告の暫定的結論として、第一に賦課方式による年金制度の充実、第二に定年制延長の助長、その上でさ

らにひじょうに複雑な問題ということで、長期的展望というものを考えざるを得ないとして、職業生涯における柔軟性の実現のための社会的システムとして、完全雇用政策ならびに最低賃金制、それから高齢者雇用率の義務づけという問題提起をされたわけです。このさいごの面はおそらく中高年齢層の「福祉」が積極的に、現代社会における中高年齢層の現代的福祉をおびやかす雇用問題というものに関連づけられて論評されたこと自体に、私は基本的な問題提起がみられるのではないかという気がする。

従来、わが国においては、わが国のソーシャル・フレームワークとのかかわりあいの中で中高年齢層問題というものが、さほどクローズアップをされなかったという面では、少なくともわが国の中高年齢層の生活維持あるいは保障機能という面を果たしてきた家族制度なり、農林社会というものの存在があった。ところが、そういうものが今日急速に変化をし、同時にシステムチックなフレームワークというか社会生活慣行が、いわゆる中高年齢層問題の支えとはなりえなくなった事実的な面での問題があると考えます。

ただこれに対してここで論ぜられる福祉政策あるいは雇用政策は、行政ベースあるいは法律ベースというか、そういう面で捉えれば、労働省サイドのいわば雇用政策、広く高度経済成長政策と対応する労働力政策、それから厚生省サイドの年金その他を中心にした福祉政策というものとの間に、かなりギャップが存在し、それを前提にして、いまこういう問題を中高年齢層の問題として、あわせて長期的に考えるという点に、問題提起として問題が出てくるのではないかと思う。

従来労働省サイドの労働政策というのは、特に30年代一つ取ってみると、高度経済成長下における、いわば労働力化政策という形で、問題的視点をほぼ整理をして、立法的措置を積極的に推し進めてきた。すなわち中高年齢層問題も、おそらくその一環であったと思う。家族、あるいは都市の生活慣行、あるいは農村の生活慣行、あるいはそれを基にした中高年齢層の扶養とか生活保障と広くかかわってきた社会生活慣行、いわば資本制生産体制下の具体的な労働力を前提にして、雇用＝賃金と同時に厚生省サイドの社会福祉なり、福祉政策なりがどういう視点に中高年齢問題を追ってきたかということ、昭和30年代それも昭和38年老人福祉法制定まではほとんど問題として考えることがなかった。それは前述したような形で生活個人責任の原則の上で立てられてきた制度を主軸にし、それにただ補充物として福祉というものを考えてい

たからにはかならなかった。しかし今日では、それを補充物として考えるのではなくて、積極的に人間の全生活周期、これは労働過程がもちろん軸になるが、これを全体として捉えざるを得ない。

そういう点から並木報告を承っていて、私は報告の暫定的結論にかなり同感です。ただいくつかの点で若干問題がないわけではない。その第一点は年金の充実、第二点は定年制の延長という点で、政策として問題にする場合に、やはり限界があるということ、まさに、ここに問題がある。

定年制の延長ということの一つ取り上げてみても、日本の従来の年功序列労使関係の基盤が変化しているとはいえ、これを場として延長するということには、いままで日本の賃金慣行その他から、かなり抵抗があった。今日でも実際には、労働組合による60歳定年延長という点を見ても、ムードとしては定年制延長の方向に動いているが、現実の問題としては、労働協約その他の面の分析を通じてみても、そうスムーズに定年制延長が進められるというふうにはなかなかいかないという、まだ労使関係自体とりわけ使用者サイドの、いわばためらいがある。いわんや、そういうためらいを前提にして、とりわけ民間企業をして、定年制延長ということを政府のいわば失業保険法による積立基金をもって雇用化政策というものを通して間接的に、中高年齢層の雇用促進、完全雇用化誘導の実験が、はたしてスムーズにいくものかという点で第1番目の疑問を感じる。基本的には、定年制延長には賛成であるが、そういう点でやはりかなり媒介項がありそうだという気がする。

特に、労働組合による60歳定年延長の闘争自身が、いま申したように進んでいる。それから政府自身としても具体的には、定年制60歳の誘導政策として、前述の企業主に対する失業保険被保険者数によって定年延長奨励金制度の設定をする、あるいは定年退職者の技能講習の開催その他に対して奨励金を支給する、あるいは中小企業への高年雇用者奨励金支給制度を発表するかという形を、実際には取るようである。だがこの種の措置をもってこの60歳定年制延長誘導政策というのは、現実にはむずかしい。

この理由として統計的に見ても、定年到達者の就業状況が著しくよくないし、現在失業保険受給者もフルに受給期間を満了しても、なおかつ雇用維持が十分できない。これは大企業、中小企業もほぼ——中小企業の場合は若干目安があるが、困難な実情である。

そういう事実的な前提をおいて、媒介項がいるといっ

たのは、企業の側に対して、政府のいわば間接的な定年制延長誘導政策が、どこまで可能なのか。この政策の具体的な媒介項としてかなり厳しい、いわば中高年齢層の義務づけを、いったいいまの資本制生産社会、憲法で保障されている生存権、労働権を軸にして、推し進めることが、いったい可能なのかどうか。労働法学的視点からみて、後に定年と解雇との法規について言及するが、このへんで戸惑いを感じている。

第二に年金の問題であるが、年金給付額を引き上げて、中高年齢層の生活保障をするということについては、全面的に賛成である。ただし、現在の年金制度をとっていくと各種の年金受給資格が現実には所得階層別の年金保険制度といってもよいと思うが、そういう拠出能力別の、あるいは所得能力別の、いわば複数の年金制度である。いわんや大企業と中小零細企業との間には、かなり拠出＝給付に格差がある。いわんや、農村社会の社会的必要の度合というものが、ここ数年、並木先生のご指摘もあったように、従来とは質的にも違った社会的必要を年金に求めているという事態は大都市周辺の農民はともかく、山間部の農民層には著しい変化であると思う。そうすると、先ほどご指摘になったように、年金というものが、生活保障概念なのか、あるいは自営農民に対して追加所得としての、その意味ではいわば所得源としてはたして足りるものなのか、このへんにどうも一考の余地があるのではないのか。

ついで、並木先生のご指摘にあったように賦課方式を取ると仮にいても、はたして賦課方式に基づく年金給付の水準の問題、あるいはその年金給付水準に対して、どの程度の拠出能力があるのか、あるいはこれに対して今日農業者年金制度にあるように、どういう政策的視点においてどの程度この問題にコミットできるのか、このへんの統一的政策面とからめてみても問題があるような気がする。いずれにしても、賦課方式という形で、年金制度を充実する、いわんや年金給付の額ということについては、疑問をもちません。ただなんとなく大企業あるいは中小企業の勤労者に比して自営農民に対する所得保障というものをからめて、いったい一律の年金給付水準というものの設定が可能なのか、あるいは追加所得としての年金給付というものに、自営農民の層をとどめておく必要があるのか、日本の農村生活の変貌、さらに全日本の生活水準あるいは生活構造の変化に伴う生活水準の変化に対応して、きめ細かく考えてみなければならない問題があるのではないのか。

並木報告では、大企業、中小企業、自営農民層を対象

にした、いわば中高年齢層問題の指摘があったが、さらに考えておかなければならないのは、出稼ぎ農民の数がひじょうに増えているということである。その場合出稼ぎ農民の都市流入による所得生活という現実を考えてみるときに、はたして出稼ぎ農民あるいは農民に対して労働法的な、または社会保障法的な措置が、十分かなえられているのかどうか、そういう点でも基本的な問題がある。特に出稼ぎ農民の賃金問題のみならず、一般には出稼ぎ農民に対する社会保障法的措置、特に生活の面におけるサービス給付、その他の面ではわが国の厚生行政は対応がなされていない。さらには、都市における中高年齢層、いわば失業対策事業従事者の賃金問題、あるいはこれは定年問題は別にして、社会福祉問題などがまだ十分に解決をされていないというのが実情ではないかと思う。

いずれにしても急速な高齢化社会の到来自体に問題があると思うが、高齢化社会の到来自身がむしろ問題ではなくて、実際に高齢化社会の到来に対応する総合的な政策やそれに伴う対応の意味での、行政によるキメの細かい人権保障に即した法と行政の制度がいったい取られているかということ自身に問題があると感じている。この点、定年制延長という、実際には強制的な解雇そのものを意味するわけだが、そういう強制的な解雇そのものを、いぜんとして許す制度の存在、そして、現実には就業規則改正などによる定年制引下げなどを許す労働法解釈の法規の存在など、法的な面で無効とするような法規の転換のない現状で、ただ単に自動的にいわば政府の政策的誘導措置をもって、はたしてこの問題を解きうるのか、このへんに私は重大な現在の資本制社会の法的な問題があると思う。

それと関連して考えられることは、現在の失業保険制度とその仕組みであるが、年功序列的な労使関係を前提にして、いわば特定企業の勤続年数、拠出年数を軸にして給付が考えられている仕組みというものの、やはりこの際変えざるを得ないというより、修正せざるを得ないのではないか。現在、最高300日の失業保険の給付期間の延長というものも、雇用保障を前提とするときいいことではないかもしれないが、ボーダーライン層あるいは被生活保護層への防止ということを考え、社会福祉施設をもって、そういうところに落とさないなら別だが、中高年齢層、とりわけ定年による強制解雇といわれるものによって、即時に失業労働者、生活保護へのワンクッションとして、いまの失業保険財政をもって、300日をこえるものを特例をもって措置することが便法として考えられざるを得ないのではないか。もちろん、そう

いうものが不用になるような形で、中高年齢層の完全雇用が前述の定年延長をもって、あるいは定年制と逆行する法規を無効とするような形で実現されていれば別だが、この完全雇用は日本の現実の労使関係の脈絡から、すぐにそれができてくるとは思わないので、以上のようなことを考えている。

また年金問題については、自営農民と勤労者層を区別して考えるのか、いまの年金保険制度を前提にしていかに考えたらいいか、戸惑いを感ずる。

これは年金に対応して現実の年金制度というものが現在の中高年齢の社会的必要に対応できないとすると、ここでは好むと、好まざるとにかかわらず、労働組合の労働協約による退職金制度、あるいは私的退職年金制度に対する要求というものがますます強くなっていくだろう。退職金要求というものは消えていかないうだろう。ただそういうふうに見てみますと、年金というものが退職金の補足的な性格をもつのか、あるいは年金がむしろ主導して、退職金が補足的な性格のものになっていくのか、このへんにも労使関係上の問題があることは否めない。退職金というようなものはわが国の場合、いぜんとして年金の重要な関連制度として残るだろうと思う。ただ、中小企業の場合には、政府は最近の大企業の企業福祉と中小企業の企業福祉との実質的な格差から、中小企業向けの労働福祉政策の中で、中小企業に対して積極的な福祉への転換、これはもちろん労働力化政策を前提にした厚生省サイドの福祉の不利を補うという形で打ち出している。この点、中高年齢層福祉対策というものが、青少年勤労福祉、あるいは婦人勤労福祉と並んで、法律にはならないが、そういう課題での措置を、ばらばらの形で打ち出している。その一環というよりも、その一つのものとして中小企業の退職金との関係で、中小企業退職金共済法などを一つの呼び水として、都道府県その他に対する、補助金行政をもってして中小企業の中高年齢層政策というものも、あわせて広く展開をされることは望ましい。大企業と中小企業の労働条件の格差をどの程度まで認めるかという問題が、若干そのあたりをてこととして詰まていくのではないか。これを福祉問題と絡めてみる限りにおいて。要するに賃金部分の平準化と同時に、福祉条件の面で格差が詰っていくような誘導政策が労働省から出されている点はやはり注目していいのではないか。このへんは、労働省サイドのばらばら行政を「中高年勤労者福祉法」をもって、実体的権利の確保に即して考えることも必要な、とも思う。